

第五十一条の四 個人の行う事業に対する事業額の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 三 略

四 第三種事業のうち法第七十二条の第二項第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三を乗じて得た金額

(地方消費税の納税義務者等)

第五十六条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行つた法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等については、当該事業者（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、法第七十二条の七十七第二号に規定する譲渡割（以下「譲渡割」という。）によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、法第七十二条の七十七第三号に規定する貨物割（以下「貨物割」という。）によつて課する。

2 法第七十二条の七十八第六項に規定する税務署長又は税関長が消費税を徴収する場合には、当該消費税を納付すべき者に対し、

第五十一条の四 個人の行う事業に対する事業額の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 三 略

四 第三種事業のうち法第七十二条の第二項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三を乗じて得た金額

(地方消費税の納税義務者等)

第五十六条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者（以下本節において「事業者」という。）の行つた法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等については、当該事業者（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）に対し、法第七十二条の七十七第二号に規定する譲渡割（以下「譲渡割」という。）によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、法第七十二条の七十七第三号に規定する貨物割（以下「貨物割」という。）によつて課する。

2 法第七十二条の七十八第六項に規定する税務署長又は税関長が消費税を徴収する場合には、当該消費税を納付すべき者に対し、

当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては譲渡割に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては貨物割に含まれるものとして、この節（この条を除く。）の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

(納税義務者等)

第五十七条 略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡（沖繩振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに

当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては譲渡割に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては貨物割に含まれるものとして、本節（本条を除く。）の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

(納税義務者等)

第五十七条 略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡（住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに

<p>対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3 住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが新築の住宅でまた人の居住の用に供したことがないものを当該住宅が新築された日から六月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から六月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該購入した日から六月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>4 略</p> <p>(たばこ税の税率) 第七十二条の二 たばこ税の税率は、千本につき千七百四円とする。</p> <p>(狩猟税の税率) 第六十五条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定め</p>	<p>して、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3 住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが新築の住宅でまた人の居住の用に供したことがないものを当該住宅が新築された日から六月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から六月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該購入した日から六月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>4 略</p> <p>(たばこ税の税率) 第七十二条の二 たばこ税の税率は、千本につき八百九十八円とする。</p> <p>(狩猟税の税率) 第六十五条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定め</p>	<p>る額とする。</p> <p>一 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 一万六千五百円</p> <p>二 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。以下この項において同じ。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 一万千円</p> <p>三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円</p> <p>四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 五千五百円</p> <p>五 略</p> <p>2 略</p> <p>(狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務) 第六十九条 略</p> <p>2 第六十五条第一項第二号及び第四号の税率の適用を受ける者は、そのことを証明する書面を前項の申告書に添えなければならない。</p>	<p>る額とする。</p> <p>一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 一万六千五百円</p> <p>二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 一万千円</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>(狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務) 第六十九条 略</p> <p>2 第六十五条第一項第二号の税率の適用を受ける者は、そのことを証明する書面を前項の申告書に添えなければならない。</p>
---	--	--	--

附則

(個人の県民税の配当控除)

第五条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。)、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))又は証券投資信託(同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(同法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)に係る同法第二十四条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の

附則

(個人の県民税の配当控除)

第五条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。))、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この条において同じ。)若しくは特定投資信託(法人税法第二条二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(所得税法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の

分配又は特定株式投資信託(租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・二(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の〇・六)に相当する金額

二・三 略

(配当割の税率の特例)

第五条の四 平成十六年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、第四十六条の十二の規定にかかわらず、百分の三とする。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の五 平成二十年度から平成二十八年

分配、特定株式投資信託(租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。)又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・二(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の〇・六)に相当する金額

二・三 略

(配当割の税率の特例)

第五条の四 平成十六年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、第四十六条の十二の規定にかかわらず、百分の三とする。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第五条の五 平成二十年度から平成二十八年

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)
 第十一条の二の二 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)
 第十一条の二の二 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)
 第十一条の二の二 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)
 第十一条の二の二 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)

規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・二に相当する額とする。

2 略

(株式等譲渡所得割の税率の特例)
 第十一条の二の三 平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に行われた第三十条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第四十六条の十九の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

(法人の事業税の税率の特例)
 第十四条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十九条第一項第二号中

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額及び清算所得	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第三項第二号中「百分の六・六」と

の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・二に相当する額とする。

2 略

(株式等譲渡所得割の税率の特例)
 第十一条の二の三 平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に行われた第三十条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第四十六条の十九の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

(法人の事業税の税率の特例)
 第十四条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十九条第一項第二号中

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額及び清算所得	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第四項第二号イ中「百分の六・六」と

とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十七条の三 沖繩振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者に係る第五十七条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十三条の二第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「二年」とする。

2 略

（たばこ税の税率の特例）

第十八条

たばこ事業法附則第二条の規定による廃

とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十七条の三 住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十七条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十三条の二第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「二年」とする。

2 略

（たばこ税の税率の特例）

第十八条 平成十八年七月一日以後に第七

条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二条の二の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千七百四円とする。

2 平成十八年七月一日以後に売渡し等が行

止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二条の二の規定にかかわらず、当分の間、千本につき五百一十円とする。

（自動車取得税の税率等の特例）

第二十一条 略

2 電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

七を控除した率とする。

われたたばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二条の二及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき五百一十円とする。

（自動車取得税の税率等の特例）

第二十一条 略

2 附則第十九条第一項に規定する電気自動車等の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

<p>4 次に掲げる特定自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十四項に</p>	<p>一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p>
<p>3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十四項に規定する自動車排出ガス</p>	<p>規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該特定自動車(バス、トラックその他の施行規則で定めるものである場合にあつては百分の二・七を、当該特定自動車(乗用車その他の施行規則で定めるものである場合にあつては百分の一・八(当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二)をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。)に適合すること。</p> <p>ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p>
<p>一 当該特定自動車(バス、トラックその他の施行規則で定めるものである場合百分の二・七</p>	<p>の排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの(以下この項において「特定自動車」という。)の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p>

<p>5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十九条第四項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(前三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百四十二条の三第一項の規定の適用について</p>	<p>ハ 附則第十九条第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。)に適合すること。</p> <p>ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。</p>
<p>4 附則第十九条第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超え</p>	<p>二 当該特定自動車の前号に規定するもの以外の特定自動車である場合 百分の二・</p>
<p>9 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの(以下こ</p>	<p>6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(第二項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百四十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p>
<p>8 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のも</p>	<p>5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(前三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百四十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p> <p>ないもので施行規則で定めるものの取得(第二項又は第三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百四十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。</p>